



## 隣家の太陽光パネルから雪が落下し、駐車場の屋根が一部破損。損害賠償請求できる？

### 相談者の気持ち

隣家の太陽光パネルに積もった雪が、わが家の駐車場の屋根に落下し、一部が破損してしまいました。これまでこの地域では積雪するほど降ることはなかったので、雪止めなどは設置していなかったようです。隣家と設置した事業者に対して損害賠償請求することはできますか？



萩谷 雅和 Hagiya Masakazu 弁護士

第一東京弁護士会所属。企業法務を中心に、一般民事事件、家事事件などを広く手がける。著書に『知識ゼロからの働き方改革で変わる労働法入門』（共著、幻冬舎、2019年）ほか



これは、意外と難しい問題です。民法709条では、故意または過失によって他人の身体や財物に損害を与えた者は、その損害を賠償する必要がある、とされています。

逆にいえば、「故意」または「過失」が無ければ、そこに何らかの損害が発生したとしても、損害賠償の責任は発生しません。いわば、自然災害にあったものとして扱われることになります。

そのため、本件においては、隣家に「過失」があったといえるか、という問題になります。

この「過失」というのは、一般的には、次のように理解されています。

自己の行為によって一定の結果が発生することを認識すべきであるのに、不注意のためその結果の発生を認識しないでその行為をするという状態です。

そこで、隣家がこういう事態、つまり「太陽光パネルに積もった雪が、隣家(被害者側)の駐車場の屋根に落下し、一部が破損するかも知れない」という事態を認識すべきであったのか、ということです。

積雪の多い地域では、この認識は当然持つべきことでしょう。

ただ、設問においては、「これまでこの地域では積雪するほど降ることはなかった」とのこ

とですので、隣家や事業者側にこうした危険性の認識が無くてもやむを得ない、と判断される可能性が高いと思います。つまり、地震とか台風などで隣家に損害を与えてしまった場合と同様に、「自然災害=不可抗力」ということになるでしょう。

なお、これとは別に、民法717条が土地工作物責任を定めています。これによると、「土地の工作物の設置又は保存に<sup>また</sup>瑕疵<sup>かし</sup>があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない」とされています。

この条文の「瑕疵」とは、当該の工作物が通常有しているべき安全性を欠いていることで、一般的な言葉でいえば、欠点ということです。例えば、室内に設置した水道管が劣化していたのを放置し、大量の水があふれ出て、その水のために近隣に迷惑をかけてしまった場合などです。

ただ、この条文でも、隣家に迷惑をかけないような安全性の確認を怠っていた、などの事実が無ければ適用されません。ですので、この地域の気候であれば、雪止めが設置されていなかったとしても、適用は困難だと思います。